

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年3月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500557号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和5年6月30日

請求期間当時は、B県C市の公立学校に勤務していたところ、令和7年4月になって賞与支給額が遡って訂正されることになり、同年5月に差額が支給されたが、訂正後の標準賞与額の記録が厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっている。賞与支給額の訂正により発生した厚生年金保険料の不足額は納付したので、訂正後の標準賞与額を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、B県C市の公立学校を管轄するA事業所から、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払訂正届(受付:令和7年8月25日)が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出されたため、請求期間の標準賞与額の記録が18万7,000円から19万2,000円に訂正されたものの、厚生年金保険法第75条本文の規定(保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わない。)により、保険給付の計算の基礎とならない記録(訂正前の標準賞与額18万7,000円の記録を除く。)となっている。

また、請求者から提出された令和7年5月16日支給の給与支給明細書により、A事業所から請求者に対し、請求期間を含む賞与の差額が支給されているが、差額に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第1項の規定に基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があることに加え、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に控除されていることが必要であるところ、請求者は、請求期間に係る標準賞与額の訂正による厚生年金保険料の差額相当額を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の同年9月22日に事業主の依頼に基づきA事業所宛に納

付していることから、当該納付した保険料は厚生年金特例法の対象とはならず、訂正後の標準賞与額 19 万 2,000 円を保険給付の計算の基礎となる記録へ訂正することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。